

京都市告示第269号

平成27年12月15日京都市告示第515号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、所得税の適用の対象とならなくなった日以後の認定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

平成30年8月21日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人アジア太平洋心臓病学会に対する寄附金	京都市左京区下鴨森本町15 財団法人生産開発科学研究所内	当該法人の主たる目的である業務	平成27年7月16日～平成30年7月15日に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)